

うつらひす地の事

合意所者

在七条大宮大宮より東南越ヶ原新橋
口南面約六尺寸五分東南北八丈七尺

右伴地者たらまのてししをいそく相傳の地と
まふにゆりくあらにふ直録参書文に平健幸
證文五通をあいそく満安神人千代松原に承代を
のきりしうらひすすもいそくあ故地の取替
申さしつる遠札類とつらきもかゝに松原
ていきつるのさしつらきもかゝに松原
又下ろしつるのさしつらきもかゝに松原
まわしつるのさしつらきもかゝに松原
一俵を并々つらきもかゝに松原
もあつたよの罪科にならざるをいそく
し仍るは日状也

馬鹿野郎年三月十七日

幸主重吉

只人共能
源介也

うらひす地の事

合意所者

在七条大宮大宮より東南越ヶ原新橋



